

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日と
する)

目 次

◇ 告 示 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

解除予定の保安林にする旨の通知

保安林の指定の解除

換地計画の認可

◇ 人委規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

則

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

則

◇ 公 告 ふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験の実施

◇ 雑 報 地方職員共済組合の定款の一部変更

告 示

鳥取県告示第八百十五号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年十二月十九

日から施行する。

昭和四十二年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 宮崎県 東京都 群馬県 山梨県 福岡県 鹿児島県 福島県 滋賀県
- 山形県 大分県 和歌山県 福井県 北海道 佐賀県 熊本県 奈良県
- 静岡県 栃木県 山口県 宮城県 兵庫県 大阪府 広島県 岡山県

鳥取県告示第八百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字樹水高原一〇六九の七〇

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の四四九

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八十八号

昭和四十二年十一月十日付けで倉吉市福本二百二十番一地北谷土地改良区から申請のあつた倉吉市北谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和四十二年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十九号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十九号の二を次のように改める。

十九の二 公務上の災害に対する補償の実施に、そのつど必要と認め

関して審査請求又は再審査請求をする場合若 期間(準備行為の期間

しくは審査を申し立てる場合 を除く。)

第三条第二項を削る。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加

える。

(年次休暇の繰越し及び承認順位)

第四条 職員にその年の年次休暇の残日数がある場合には、当該日数分を

翌年に限り繰り越すことができる。

2 年次休暇は繰り越されたものからさきに承認するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五十号

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号の二を次のように改める。

二十一の二 公務上の災害に対する補償の実施 そのつど必要と認め

るに關して審査請求又は再審査請求をする場合 期間(準備行為の期間

若しくは審査を申し立てる場合 を除く。)

第七条を第八条とし、第五条及び第六条を一条ずつ繰り下げ、第四条の

次に次の一条を加える。

(年次休暇の繰越し及び承認順位)

第五条 職員にその年の年次休暇の残日数がある場合には、当該日数分を

翌年に限り繰り越すことができる。

2 年次休暇は繰り越されたものからさきき承認するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五十一号

鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正)

第一条 鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条総務課の項中第五号を次のように改める。

五 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養

の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者の

審査の請求に対する審査及び裁定に關すること。

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和四十一年四月

鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号を次のように改める。

二十一 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、

療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある

者の審査の請求に対する審査及び裁定を行なうこと。

第二条第三十号を次のように改める。

三十 職務に専念する義務の特例に關する規則(昭和三十一年十二月

鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第二十七号の規定により職

務に専念する義務の免除に關する認定を行なうこと。

(人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正)

第三条 人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和四十一年四月鳥取県

人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中

<p>「 六 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者の審査の申立ての審査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理</p>	<p>七 刊行物の発行</p>
<p>「 六 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者の審査の請求に対する審査に關する事項のうち、届出又は取下げの申出の受理</p>	<p>七 刊行物の発行</p>

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和42年12月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和43年1月17日現在において年令18才以上の者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号又は第13号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師である者

2 受験手続

(1) 願書の受付期間

昭和42年12月20日から昭和42年12月26日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在管轄する保健所に提出すること。

ア ふぐ処理試験

(イ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(ロ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近6月以内

に

を

905

に撮影したもの)

(ウ) 魚介類販売業(店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売り営業(鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。)を除く。)、魚肉ねり製品製造業(魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これに類するものを製造する営業を含む。)又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

1 ふぐ調理師試験

(ア) 履歴書

(イ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近6月以内
に撮影したもの)

(ウ) 調理師免許証の写し

3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和42年1月17日 午後1時から午後3時30分まで

(2) 実地試験

昭和42年1月18日 午前10時から(米子、根雨保健所管内受験者)
昭和42年1月19日 午前10時から(鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所
管内受験者)

4 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者
鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市角盤町2丁目 米子保健所

(2) 実地試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市西町 鳥取家政高等学校

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実地(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

ア 衛生関係法規

イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

ウ ふぐ調理の実地(毒性臓器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり

- (2) 実地試験 受験票、白衣、庖丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾
 - 8 合格者の発表
- 実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合の定款の一部変更について次のとおり公告する。

昭和42年12月19日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

地方職員共済組法定款の一部を次のように変更する。

第二十九条第二項の表以外の部分中「千分の五十七」を「千分の六十二・五」に、「千分の十五」を「千分の十七」に、「千分の四十二」を「千分の四十五・五」に、「千分の十四」を「千分の十六」に、「千分の四十三」を「千分の四十六・五」に改め、同項の表中

掛金率	負担金率
千分の四十二	千分の五十七
千分の五十二	千分の七十二
千分の四十二	千分の五十七

掛金率	負担金率
千分の四十五	千分の六十二・五
千分の五十五・五	千分の七十七
千分の四十五	千分の六十二・五

を 〔 〕に改める。

附 則

この変更は、昭和四十二年十二月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県

〔定価 一部一箇月三百円（送料を含む。）〕